

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人高知小鳩会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- （2）評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- （3）報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

（報酬等の額）

第3条 役員の報酬等は、無報酬とする。ただし、法人職員以外の役員については、参加1回につき金五千円を支払うことができる。

2 評議員の報酬等は、参加1回につき金五千円を支払うことができる。

（公表）

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

この規程は令和7年6月の（定時評議員会の決議日から施行する。